

北海道告示第11068号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年8月6日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

道庁行政情報ネットワークSD-WAN光回線 1月当たりの単価

イ 数量

8回線

(2) 契約の目的の仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間及びサービス提供開始期限

ア 契約期間

契約締結の日から令和5年(2023年)10月31日まで。なお、この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期契約継続であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる特約を付している。

イ サービス準備期間

契約締結の日から令和3年(2021年)10月31日

ウ サービス提供開始期限

令和3年(2021年)10月31日

(4) サービス提供場所

別添仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする役務に関し、仕様を満たす回線等の供給が可能であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年8月6日（金）から令和3年8月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を

除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

(1) 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-231-4111 (内線23-555)

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階TV会議室

(2) 入札日時 令和3年8月27日(金)10時30分

(3) 開札場所 (1)と同じ

(4) 開札日時 (2)と同じ

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

#### 8 仕様書等の交付に関する事項

(1) 交付場所

4に同じ

(2) 交付方法

(1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス:net.info@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

#### 9 郵送等による入札の可否

認めない

#### 10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

なお、開札の結果、予定価格の範囲内の者がいない場合は、落札に至るまで再度入札を2度行う。また、再度入札の結果、落札に至らない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1

項第8号の規定により、入札価格が最低となる者と随意契約を行う。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格  
設定していない。
- (3) 最低制限価格  
設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
  - ア 名称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
  - イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
  - ウ 電話番号 011-231-4111（内線23-555）
- (6) 前金払  
前金払はしない。
- (7) 概算払  
概算払はしない。
- (8) 部分払  
部分払はしない。
- (9) 入札の執行  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開  
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。